

平成30年5月10日

各位

会社名 東陽倉庫株式会社
代表者名 代表取締役社長 武藤正春
(コード番号 9306 東証・名証第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 山岸博之
(TEL. 052-581-0251)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月10日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催予定の第139回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、現行定款第22条第1項について取締役の任期を2年以内から1年以内に短縮するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を実施できるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため、変更案第45条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するとともに、現行定款第45条(剰余金の配当の基準日)を変更案第46条(剰余金の配当の基準日)に変更し、それらの規定の一部と内容が重複する現行定款第46条(中間配当の基準日)を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線_____は変更部分)

現行定款	変更案
(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 45 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 45 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 27 日 (水曜日) <予定>
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 27 日 (水曜日) <予定>

以上